

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」 再支給のご案内

あなたは基本給付（再支給分）の対象者です！

1. 支給対象者

■ 令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている又は申請をしている方

※ 基本給付受給後、婚姻等により児童扶養手当の資格を喪失した方（過去に遡り児童扶養手当の資格を喪失したことにより基本給付を返還することとなった方を除く）も受給できます。

2. 支給額（1回限り）

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

※ 基本給付受給後に監護等児童数の増減があった場合でも、基本給付受給時の監護等児童数により算定した額が支給されます。

3. 給付金の支給手続き

■ 基本給付（再支給分）は申請不要で受け取れます。

■ 前回の基本給付支給時に支給を受けた（指定された）口座へ振り込みいたします。

※ 児童扶養手当受取口座の変更手続きをされている場合は当該受取口座へ振り込みいたします。

【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けた（指定された）口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きが必要となりますので、石狩市（表面の問い合わせ先）へ至急ご連絡ください。
- 再支給分の基本給付の支給を希望されない方は、受給拒否の手続きが必要となりますので、石狩市（表面の問い合わせ先）へ至急ご連絡ください。

* 給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター

0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。